

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

札幌市長 秋元 克広

記

- 1 指定管理者の名称
札幌市中央区旭ヶ丘 5 丁目 6 番 5 1 号
社会福祉法人 札幌慈啓会
理事長 太田 眞琴
- 2 管理を行わせる施設の名称及び位置
札幌市稲寿園（札幌市手稲区曙 5 条 2 丁目）
- 3 管理を行わせる期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 統括管理業務
 - (2) 施設の維持及び管理に関する業務
 - (3) 札幌市老人ホーム条例（昭和 45 年条例第 6 号。以下「条例」という。）第 1 条の 2 第 2 項に規定する事業の計画及び実施に関する業務
 - (4) 施設の利用等に関する業務
 - (5) (1)～(3)に掲げる業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
 - (1) 利用料金制度
指定管理者は施設の利用（条例第 1 条の 2 第 2 項各号に掲げるサービスの提供に係るものに限る）に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受することができる。利用料金の額は、条例第 1 条の 3 第 2 項の規定による使用料の額と同額とする。
 - (2) 還付
指定管理者は、条例第 14 条第 4 項の規定に基づき利用料を還付することができる。
 - (3) 前受金の取扱いについて
指定管理者は、指定期間の満了日又は取消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は札幌市に支払うものとする。